

「食の都庄内」ロゴマーク使用管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県が作成した「食の都庄内」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 山形県は、ロゴマークの使用承諾及び管理業務を、「食の都庄内」ブランド戦略会議（以下「戦略会議」という。）に委託する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ戦略会議会長（以下「会長」という。）に対して「ロゴマーク使用申請書」（別記様式 1）を提出しなければならない。ただし、「食の都庄内」ロゴマーク使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）に基づき使用する者であって、次に該当する場合は、申請は不要とする。

- (1) 戦略会議構成団体、「食の都庄内」づくり推進会議構成団体が使用する場合。ただし、商品自体または商品パッケージ等に使用する場合を除く。
- (2) テレビ番組制作会社、雑誌社、旅行会社等が、庄内地域の紹介や庄内地域への誘客を目的とした番組や記事、旅行商品等に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 個人が庄内地域を PR するために使用する場合

(使用の承諾)

第4条 会長は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾するものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

(使用条件)

第5条 第4条の規定によりロゴマークの使用を承諾された者は、次の条件を順守するものとする。

- (1) ロゴマークは、使用マニュアルに基づき使用するものとする。
- (2) ロゴマーク使用品の現物又は写真を提出するものとする。
- (3) 前号の規定により提出された現物又は写真は、返却しないものとする。
- (4) 第2号の規定により提出された現物又は写真は、「食の都庄内」の広報のため、ホームページや広報物等に掲載する場合がある。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用者の責務)

第7条 ロゴマークの使用に関する事故又は苦情が発生した場合の責任は、ロゴマークの使用者に帰するものとし、ロゴマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(使用状況の調査)

第8条 会長は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第9条 会長は、ロゴマークの使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、ロゴマークの使用を禁止又はロゴマークの使用承諾を取り消すものとする。

- (1) ロゴマークを不正に使用したとき
- (2) 第7条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (3) 正当な理由がなく、前条に規定する報告又は検査を拒み、若しくは指示に従わなかったとき
- (4) その他戦略会議が取り消すことが適当と認めたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については戦略会議で協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行する。